

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動 配分要項

社会福祉法人岐阜県共同募金会

## 1 目的

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出され、4月16日には対象が全都道府県に拡大されました。

今後、感染拡大及び緊急事態宣言の影響を受け、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっております。

そこで岐阜県共同募金会では、新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援する団体が実施する事業を対象に配分を行います。

2 配分対象団体 岐阜県内で当配分の趣旨に沿った活動を実施している非営利の団体  
(法人格の有無は問いません。)

## 2 配分対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱える子どもとその家族を支援する事業で令和2年7月31日(金)までに実施・完了する事業。

(事業例)

- ・子どもたちの居場所づくりや食事・学習などの支援事業
- ・ひとり親家庭など子育てに苦慮している家庭への支援事業

3 配分限度額 1団体20万円(ただし、千円未満切捨て)

4 対象経費 事業実施に係る直接的な経費  
(人件費、水道光熱費など団体の経常的経費を除く。)

5 申請方法 別紙「配分申請書」及び添付書類を本会へ提出

6 申請締切 令和2年6月19日(金)

## 7 配分決定から精算までの流れ

(1) 配分決定 令和2年6月30日(火)までに文書にて通知いたします。

(2) 配分金交付 事業完了後、「交付請求書」及び「完了報告書」が提出され次第  
(書類到着から概ね10日以内)

## 8 問い合わせ先・書類提出先

社会福祉法人岐阜県共同募金会(担当:山田)

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

TEL 058-273-1111(内線2527)

FAX 058-273-9305

MAIL akaihane@gix.or.jp